

○山梨県警察犯罪被害者支援大学生ボランティア制度運営要領の制定について

〔 令和3年3月17日 〕
〔 例規甲（務被）第88号 〕

山梨県警察犯罪被害者支援大学生ボランティア制度運営要領

第1 趣旨

この要領は、犯罪被害者支援大学生ボランティア（以下「大学生ボランティア」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 運用の目的

社会全体で犯罪被害者及びその遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）を支え、被害者も加害者も出さない街づくりを推進するため、将来を担う大学生を対象に、犯罪被害者支援に関する広報啓発活動等への参加を促進し、犯罪被害者等の実情や犯罪被害者支援の重要性への理解を深め、犯罪被害者等に対する配慮及び協力への意識を涵養し、地域社会全体で犯罪被害者等を思いやり、支える気運の醸成を図るものである。

第3 基本的配意事項

- 1 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、大学生ボランティアによる犯罪被害者支援に関する広報啓発活動等の促進に努めるものとする。
- 2 この要領の運営に当たっては、大学生ボランティアが在籍する大学の理解を得るとともに、単位履修等学習活動の支障になることを避けなければならない。

第4 募集要領等

- 1 警察本部長（以下「本部長」という。）は、大学生ボランティアになろうとする者を公募するものとする。
- 2 警務課長は、大学生ボランティアの応募があった場合は、犯罪被害者支援大学生ボランティア申込書（第1号様式）に必要な事項を記入させ、提出させるものとする。

第5 登録

- 1 本部長は、ボランティア活動を希望する大学生が次に掲げる要件に該当することを確認の上、大学生ボランティアに登録するものとする。
 - (1) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置するもので、大学院及び短期大学を含む。）に学生として在籍していること。
 - (2) 犯罪被害者支援に関心を持ち、熱意及び実行力を有すること。
 - (3) 心身共に健康であること。
- 2 大学生ボランティアの登録は、登録書（第2号様式）を交付して行うものとする。

第6 活動内容

大学生ボランティアは、警察職員の指導の下、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 犯罪被害者支援に関する広報啓発活動
- (2) 犯罪被害者支援講演会等に関する活動
- (3) その他（１）及び（２）に掲げる活動を行うため、必要と認められること。

第7 登録期間

大学生ボランティアの登録期間は、登録時から当該年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、更新を妨げないものとする。

第8 証票の交付等

1 大学生ボランティアとして登録したときは、犯罪被害者支援大学生ボランティア証（第3号様式。以下「証票」という。）を交付するとともに、犯罪被害者支援大学生ボランティア名簿（第4号様式）に必要事項を記載するものとする。

2 大学生ボランティアは、ボランティア活動に従事するに当たっては、証票を携帯するものとする。

3 証票の再交付

警務課長は、大学生ボランティアが証票を紛失し、き損し、又は汚損したときは、証票再交付申請書（第5号様式）の提出を受け再交付するものとする。

なお、証票をき損し、又は汚損したときは、当該証票を添付させるものとする。

第9 登録解除

1 本部長は、大学生ボランティアが次のいずれかに該当するときには、登録を解除することができる。

- (1) 本人からの申出があったとき。
- (2) 第5の1に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。
- (3) ボランティアの活動中に違法行為その他の不適切な活動を行ったとき。
- (4) 大学生ボランティアとしてふさわしくない非行のあったとき。

2 1の定めに基づき大学生ボランティアの登録を解除したときは、警務課長は、当該学生から速やかに交付を受けた証票を返納させるものとする。

第10 教養

警務課長は、大学生ボランティアの活動が適切に行われるよう、大学生ボランティアに対し、犯罪被害者支援に関わる支援活動を行う際における留意事項等について適時教養を行うものとする。

第11 大学生ボランティアの心構え

大学生ボランティアは、この要領によりボランティア活動を行うときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 多くの県民に犯罪被害者等の思いが伝わるよう熱意と行動力を持って活動すること。

- (2) 警察職員と常に緊密な連絡を保持するとともに、その他関係者と協力すること。
- (3) 大学生ボランティア又は大学生ボランティアであった者は、その活動の過程で知り得た秘密の保持を遵守すること。

第12 ボランティア活動の認定等

- 1 警務課長は、大学生ボランティアがボランティア活動を行ったときは、これを認定するものとする。
- 2 1によりボランティア活動の実績を認定したときは、犯罪被害者支援大学生ボランティア活動認定証（第6号様式）を交付するものとする。
- 3 活動の認定は、年度ごとに行うものとする。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、大学生ボランティアの運用に関し必要な事項は、別に定める。

様式 省略